

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>【本編】</p> <p>Ⅲ 銀行監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－４ 銀行法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－４－１７－６ 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等</p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅲ 銀行監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－４ 銀行法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－４－１７－６ <u>震災特例金融機関等、震災特例対象子会社、又は、震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等、若しくは、当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等に係る経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等</u></p> <p>（略）</p> <p>Ⅲ－４－１７－７ <u>新型コロナウイルス感染症特例金融機関等、新型コロナウイルス感染症特例対象子会社、又は、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等、若しくは、当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等に係る株式等の引受け等の決定に関する留意事項</u></p> <p><u>新型コロナウイルス感染症特例金融機関等、新型コロナウイルス感染症特例対象子会社、又は、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等、若しくは、当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が経営強化計画を提出する場合における金融機能強化法第５条第１項及び第１７条第１項に規定する株式等の引受け等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>（１）金融機能強化法附則第 26 条第 1 項、又は、第 27 条第 1 項に基づく株式等の引受け等の申込みを行うことに関する要件</u></p> <p><u>府令附則第 37 条第 1 項第 1 号、又は、第 42 条第 1 項第 10 号イに基づいて提出される理由書の審査に当たっては、当該金融機関等が新型コロナウイルス感染症特例金融機関等、新型コロナウイルス感染症特例対象子会社、又は、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等、若しくは、当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等である旨が記載されているか確認する。</u></p> <p><u>また、当該金融機関等における新型コロナウイルス感染症等（金融機能強化法附則第 26 条第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置をいう。以下同じ。）の影響を受けた者への信用供与の状況が記載されているか確認する。</u></p> <p><u>（２）金融機能強化法第 5 条第 1 項第 4 号及び第 17 条第 1 項第 3 号に規定する要件審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。</u></p> <p><u>① 部門別の損益管理が実施されている等、経営強化計画が適切に実施されるための経営管理態勢が構築されていること。</u></p> <p><u>② 減資若しくは準備金の減少等による繰越欠損金の処理がなされている、又は、当該処理が計画に盛り込まれている等、公的資金の配当の確保に向けた態勢が整っていること。</u></p> <p><u>③ 労使間で十分な協議を行うこと、かつ、経営強化計画の実施に際しての雇用の安定等に十分な配慮を行うことが見込まれる等、経営強化計画の実施により従業員の地位が不当に害されないものであること（金融機</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>能強化法第 17 条第 1 項第 3 号に規定する要件に限る。）。</u></p> <p><u>(3) 金融機能強化法第 5 条第 1 項第 8 号及び第 9 号並びに第 17 条第 1 項第 4 号ホ及びヘに規定する要件</u></p> <p><u>審査に当たっては、「経営強化計画の実施のために必要な範囲であること」との要件について、新型コロナウイルス感染症等による銀行の財務基盤への潜在的な影響も踏まえ、当該銀行の財務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにするなど、当該銀行が主として業務を行っている地域で金融機能を発揮し、新型コロナウイルス感染症等からの地域経済の再生に継続的に貢献するために十分な自己資本の水準かどうかを確認する。</u></p> <p><u>(4) 金融機能強化法第 5 条第 1 項第 11 号及び第 17 条第 1 項第 8 号に規定する要件</u></p> <p><u>審査に当たっては、経営強化計画に添付される貸借対照表等の財務諸表が、監査法人等との協議を経たものであるかを確認する。</u></p> <p><u>Ⅲ－４－１７－８ 新型コロナウイルス感染症特例金融機関等、新型コロナウイルス感染症特例対象子会社、又は、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等、若しくは、当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等に係る経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>新型コロナウイルス感染症特例金融機関等、新型コロナウイルス感染症特例対象子会社に係る銀行持株会社等、又は、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等、若しくは、当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が経営強化計画を提出する場合における金融機能強化法第 10 条及び第 11 条並びに第 20 条及び第 21 条に規定する監督上必要な措置及び協定銀行に対する転換権の行使の要請については、特に以下の点に留意する。</u></p> <p><u>（１）経営強化計画の履行状況のフォローアップ</u></p> <p><u>経営強化計画の履行状況についてフォローアップを行うに当たっては、履行状況報告において、経営強化計画に掲げられた各種施策の実施状況が実績計数を含め具体的に記載されているか検証するものとする。</u></p> <p><u>（２）監督上の措置</u></p> <p><u>履行状況報告に記載された、経営強化計画に掲げられた施策の実施状況（実績計数を含む。）を十分に検証した上で、当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等、当該新型コロナウイルス感染症特例対象子会社、又は、業務実施金融機関（金融機能強化法附則第 27 条第 1 項に規定する業務実施金融機関をいう。以下同じ。）が主として業務を行っている地域における経済の再生状況等を勘案し、特に必要があると認められる場合には、当該経営強化計画の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(中略)</p> <p>V 協同組織金融機関</p> <p>V-1 協同組織金融機関における共通事項</p> <p>V-1-5-10 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等</p>	<p>(注) なお、株式に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、所定の配当がなされない理由及び収益改善策等について報告を求めるものとする。</p> <p><u>当該報告等により、上記の場合に至った要因がやむを得ない事情に基づくものであるかどうか、新型コロナウイルス感染症等からの地域経済の再生に資する方策が適切に履行されているかどうか、当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等、当該新型コロナウイルス感染症特例対象子会社、又は、業務実施金融機関が主として業務を行っている地域の収益環境が回復しているかどうか等を十分に検証した上で、特に必要があると認められる場合には、当該改善策等の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。</u></p> <p>(3) 協定銀行に対する転換権の行使の要請</p> <p><u>資本参加を受けた銀行が基準適合金融機関等でなくなった場合その他の当該銀行につき議決権の制限を撤廃することによって経営管理を通じた適切な業務運営を確保することが必要と認められる場合には、原則として、協定銀行に対して、当該銀行に係る取得株式等について、普通株式への転換請求権を行使するよう要請することを検討するものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>V 協同組織金融機関</p> <p>V-1 協同組織金融機関における共通事項</p> <p>V-1-5-10 <u>震災特例金融機関等、又は、震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等に係る経営強化計画の</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>履行を確保するための監督上の措置等</p> <p>(略)</p> <p><u>V-1-5-18 新型コロナウイルス感染症特例金融機関等（協同組織金融機関である場合に限る。以下同じ。）、又は、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等における株式等の引受け等の決定に関する留意事項</u></p> <p><u>新型コロナウイルス感染症特例金融機関等、又は、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等が経営強化計画を提出する場合における金融機能強化法第5条第1項及び第17条第1項に規定する株式等の引受け等の決定並びに第28条第1項に規定する信託受益権等の買取り等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>(1)金融機能強化法附則第26条第1項、又は、第27条第1項に基づく株式等の引受け等並びに第28条第4項の申込みを行うことに関する要件</u>  <u>府令附則第37条第1項第1号、第42条第1項第10号イ、第50条第1項第1号、又は、第51条第1項第1号に基づいて提出される理由書の審査に当たっては、当該金融機関等が新型コロナウイルス感染症特例金融機関等、又は、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等である旨が記載されているか確認する。</u>  <u>また、当該金融機関等における新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の状況が記載されているか確認する。</u></p> <p><u>(2)金融機能強化法第5条第1項第4号及び第17条第1項第3号並びに第28条第1項第2号ハに規定する要件</u>  <u>審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。</u>  <u>① 部門別の損益管理が実施されている等、経営強化計画が適切に実施されるための経営管理態勢が構築されていること。</u>  <u>② 減資若しくは準備金の減少等による繰越欠損金の処理がなされている、又は、当該処理が計画に盛り込まれている等、公的資金の配当の確保に向けた態勢が整っていること。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
(新設)	<p>③ <u>労使間で十分な協議を行うこと、かつ、経営強化計画の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うことが見込まれる等、経営強化計画の実施により従業員の地位が不当に害されないものであること(金融機能強化法第 17 条第 1 項第 3 号及び第 28 条第 1 項第 2 号ハに規定する要件に限る。)</u>。</p> <p>(3) <u>金融機能強化法第 5 条第 1 項第 8 号及び第 9 号並びに第 17 条第 1 項第 4 号ホ及びヘ並びに第 28 条第 1 項第 1 号ロ及び第 2 号ニ(2)に規定する要件</u>  <u>審査に当たっては、「経営強化計画の実施のために必要な範囲であること」との要件について、新型コロナウイルス感染症等による新型コロナウイルス感染症特例金融機関等の財務基盤への潜在的な影響も踏まえ、当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等の財務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにするなど、当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等が主として業務を行っている地域で金融機能を発揮し、新型コロナウイルス感染症等からの地域経済の再生に継続的に貢献するために十分な自己資本の水準かどうかを確認する。</u></p> <p>(4) <u>金融機能強化法第 5 条第 1 項第 11 号及び第 17 条第 1 項第 8 号に規定する要件</u>  <u>審査に当たっては、経営強化計画に添付される貸借対照表等の財務諸表が、監査法人等との協議を経たものであるかを確認する。</u></p> <p>V-1-5-19 <u>新型コロナウイルス感染症特例金融機関等、又は、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等に係る経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等</u></p> <p>(1) <u>金融機関等に対する資本増強に関する特別措置に係る監督上の措置</u>  <u>新型コロナウイルス感染症特例金融機関等、又は、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等が経営強化計画を提出する場合における金融機能強化法第 10 条及び第 11 条並びに第 20 条及び第 21 条に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。</u></p> <p>① <u>経営強化計画の履行状況のフォローアップ</u>  <u>経営強化計画の履行状況についてフォローアップを行うに当たっては、履</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p>行状況報告において、経営強化計画に掲げられた各種施策の実施状況が実績計数を含め具体的に記載されているか検証するものとする。</p> <p>② 監督上の措置</p> <p>履行状況報告に記載された、経営強化計画に掲げられた施策の実施状況（実績計数を含む。）を十分に検証した上で、当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の再生状況等を勘案し、特に必要があると認められる場合には、当該計画の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(注)なお、協定銀行が引き受けた優先出資に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、所定の配当がなされない理由及び収益改善策等について報告を求めるものとする。</p> <p>当該報告等により、上記の場合に至った要因がやむを得ない事情に基づくものであるかどうか、新型コロナウイルス感染症等からの地域経済の再生に資する方策が適切に履行されているかどうか、当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等が主として業務を行っている地域の収益環境が回復しているかどうか等を十分に検証した上で、特に必要があると認められる場合には、当該改善策等の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。</p> <p>(2) 協同組織中央金融機関による新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関(金融機能強化法附則第 28 条第1項に規定する新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関をいう。)に対する資本増強に関する特別措置に係る監督上の措置</p> <p>新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関が経営強化計画を提出する場合における金融機能強化法第 31 条及び第 32 条に規定する監督上の措置については、特に以下の点に留意する。</p> <p>① 経営強化計画の履行状況報告のフォローアップ</p> <p>経営強化計画の履行状況についてフォローアップを行うに当たっては、履行状況報告において、経営強化計画に掲げられた各種施策の実施状況が実績計数を含め具体的に記載されているか検証するものとする。</p> <p>② 監督上の措置</p> <p>履行状況報告に記載された、経営強化計画に掲げられた施策の実施状況（実績計数を含む。）を十分に検証した上で、当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の再生状況</p>



中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p>等を勘案し、特に必要があると認められる場合には、当該経営強化計画の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。</p> <p><u>(注)なお、協定銀行が買取りを行った信託受益権等に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、当該協同組織中央機関又は新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関に対し、所定の配当がなされない理由及び収益改善策等について報告を求めるものとする。</u></p> <p><u>当該報告等により、上記の場合に至った要因がやむを得ない事情に基づくものであるかどうか、新型コロナウイルス感染症等からの地域経済の再生に資する方策が適切に履行されているかどうか、当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等が主として業務を行っている地域の収益環境が回復しているかどうか等を十分に検証した上で、特に必要があると認められる場合には、当該改善策等の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。</u></p>
(新設)	<p><u>V-1-5-20 金融機能強化法附則第 29 条第1項の規定により経営強化機能方針を提出する協同組織中央金融機関が協同組織金融機関等から特定支援の申込みを受けた場合の審査体制に係る留意事項</u></p> <p><u>府令附則第 55 条第1号ハに規定する「特定支援の申込みをした協同組織金融機関等による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切にされていること。」については、特定支援の申込みをした協同組織金融機関等による当該申込みをした日前1年以内の一定の日の資産の査定について、監査法人等若しくは協同組織中央金融機関との協議を経ていることとする。</u></p>
(新設)	<p><u>V-1-5-21 金融機能強化法附則第 29 条第1項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する場合における優先出資の引受け等の決定に関する留意事項</u></p> <p><u>協同組織中央金融機関が金融機能強化法附則第 29 条第1項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する場合における金融機能強化法第 34 条の4第1項に規定する優先出資の引受け等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p>(1)金融機能強化法第34条の4第1項第1号に規定する要件</p> <p>①「<u>中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針</u>」の審査に当たっては、当該方針が協同組織金融関係機関全体において、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するためのものとなっていること。</p> <p>② <u>協同組織金融機関等に対する経営指導の方針やその内容が、当該協同組織金融機関等による金融機能の発揮を促進するために適切なものとなっていること。</u></p> <p>③ <u>協同組織金融機関等から優先出資の引受け等の申込みがあった場合に、以下の内容を含む計画を提出させ、それをフォローアップすることとなっていること。</u></p> <p>イ. <u>中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策</u></p> <p>ロ. <u>優先出資又は劣後ローンの消却、償還又は返済のための対応を図る時期の見通し</u></p> <p>ハ. <u>財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営を確保するための方策</u></p> <p>(2)金融機能強化法第34条の4第1項第2号に規定する要件</p> <p>審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。</p> <p>① <u>協同組織金融機能強化方針を円滑かつ確実に実施するための経営管理体制や協同組織金融機関等に対する経営指導体制が構築されていること。</u></p> <p>② <u>公的資金の配当の確保に向けた態勢が整っていること。</u></p> <p>③ <u>公的資金の管理運用体制(協同組織金融機関等から特定支援の申込みに対する審査体制を含む。)が適切なものとなっていること。</u></p> <p>(3)金融機能強化法第34条の4第1項第4号に規定する要件</p> <p>審査に当たっては、「<u>協同組織金融関係機関の自己資本の充実の状況に照らし適切な範囲であること</u>」との要件について、新型コロナウイルス感染症等による協同組織金融関係機関の財務基盤への潜在的な影響も踏まえ、協同組織金融関係機関の財務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにするなど、当該協同組織金融関係機関が主として業務を行っている地域で金融機能を発揮し、新型コロナウイルス感染症等からの地域経済</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
(新設)	<p><u>の再生に継続的に貢献するために十分な自己資本の水準かどうかを確認する。</u></p> <p><u>(4)金融機能強化法第 34 条の4第1項第6号に規定する要件</u>  <u>審査に当たっては、協同組織金融機能強化方針に添付される協同組織中央金融機関の貸借対照表等の財務諸表が、監査法人等との協議を経たものであるかどうかを確認する。</u></p> <p><u>V-1-5-22 金融機能強化法附則第 29 条第1項の規定により提出する協同組織金融機能強化方針の履行を確保するための監督上の措置</u></p> <p><u>協同組織中央金融機関が金融機能強化法附則第 29 条第1項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する場合における金融機能強化法第 34 条の9に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。</u></p> <p><u>(1)協同組織中央金融機関が行う当局に対する報告について</u>  <u>金融機能強化法第 34 条の8第1項第5号に規定する「特別関係協同組織金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策の実施に関する状況」に、特別関係協同組織金融機関等(協同組織中央金融機関が特別関係協同組織金融機関等に対する特定支援の実施により取得した優先出資又は貸付債権の処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合における、当該特別関係協同組織金融機関等を除く。)に係る各種施策の実施状況が実績計数を含め具体的に記載されていることを確認するものとする。</u></p> <p><u>(2)監督上の措置</u>  <u>履行状況報告に記載された、協同組織金融機能強化方針に掲げられた施策の実施状況(実績計数を含む。)を十分に検証した上で、当該特別関係協同組織金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の再生状況等を勘案し、特に必要があると認められる場合には、協同組織金融機能強化方針の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。</u>  <u>(注)なお、協定銀行が引き受けた優先出資に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、所定の配当がなされない理由及び収益改善策等について報告を求めるものとする。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p><u>当該報告等により、上記の場合に至った要因がやむを得ない事情に基づくものであるかどうか、新型コロナウイルス感染症等からの地域経済の再生に資する方策が適切に履行されているかどうか、当該特別関係協同組織金融機関等が主として業務を行っている地域の収益環境が回復しているかどうか等を十分に検証した上で、特に必要があると認められる場合には、当該改善策等の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。</u></p>

附 則

この通知の改正は、令和2年〇月〇日から適用する。